

無窓階の取扱い

消防法施行令(以下「令」という。)第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置(床面からの高さ及び空地)及び開口部の構造により決定するものである。

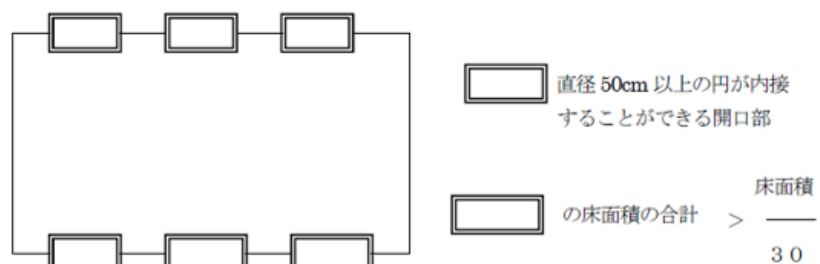
無窓階以外の階の判定は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第5条の5によるほか、細部については、次により取扱うものとする。

1. 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

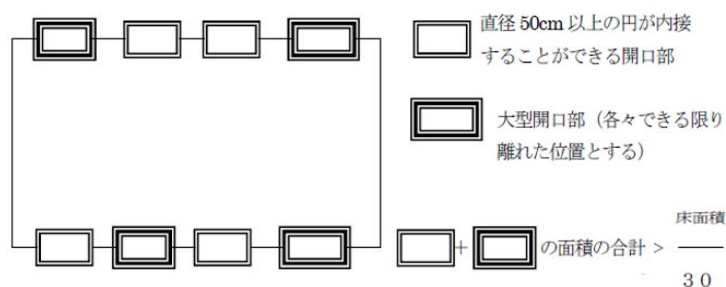
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階であること。《第1図参照》



【第1図】

(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下「大型開口部」という。)が、2以上含まれているものであること。《第2図参照》

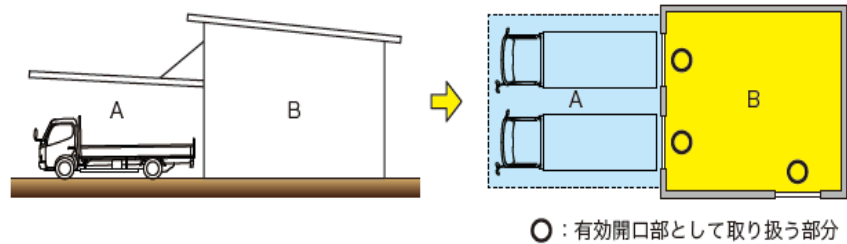


【第2図】

(3) ひさし、ピロティ等がある場合

ひさし、ピロティ等で十分に外気に開放されている部分であっても、屋内的用途に供される部分については、床面積の算定上は、当該部分を算入して行うものとされているが、第3図、第4図の例により、無窓階の判定を行う上では、これによらないものとする。

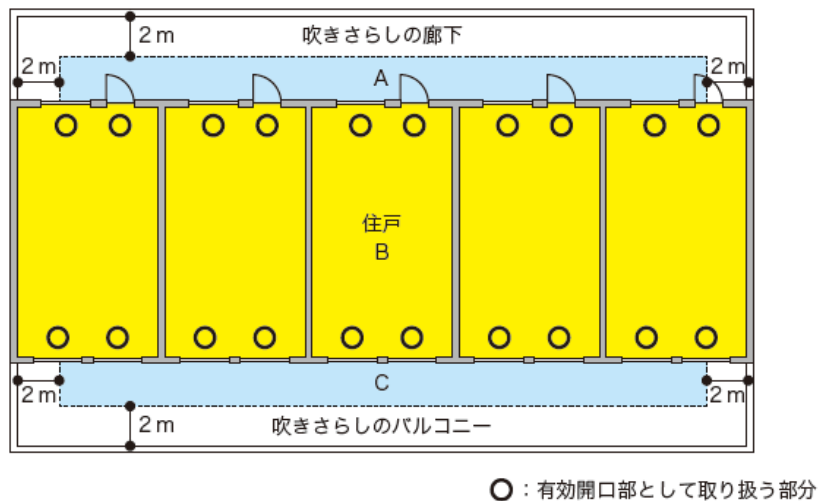
【例】 倉庫等でトラックヤード等が存する場合



ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有することから、床面積の算定上は算入される。従って、建築物の床面積は、倉庫部分のBと合算してA+Bとなるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

【第3図】

【例】 共同住宅等で吹きさらしの廊下、バルコニーが存する場合



吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁 又は 手すりの中心線から2m超える部分が床面積に算入される。

したがって建築物の床面積は住戸部分の面積Bと合算してA+B+Cとなるが、無窓階の判定上は、廊下 及び バルコニー部分は外部空間として取扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

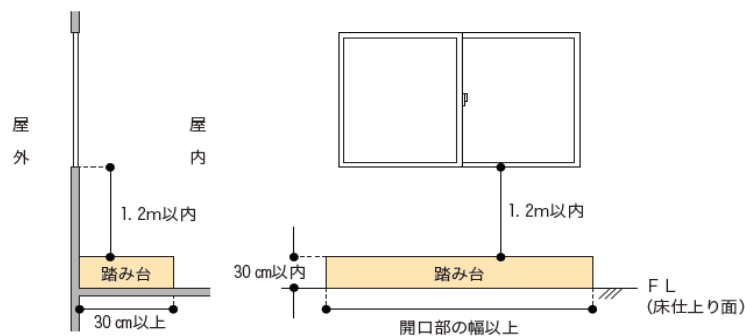
【第4図】

2. 開口部の位置

(1) 規則第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さ」については、次によること。

① 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取扱うことができる。《第5図参照》

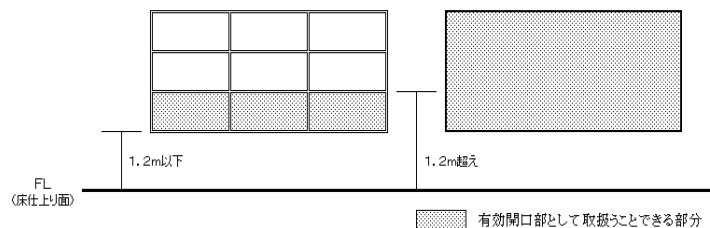
- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは、30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (オ) 避難上支障のないように設けられていること。



【第5図】

② 開口部が容易にはずすことができない枠等で仕切られている場合は、床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口とすること。《第6図参照》

《FIX窓(はめ殺し窓)の例》 ガラス＝普通ガラス6mm



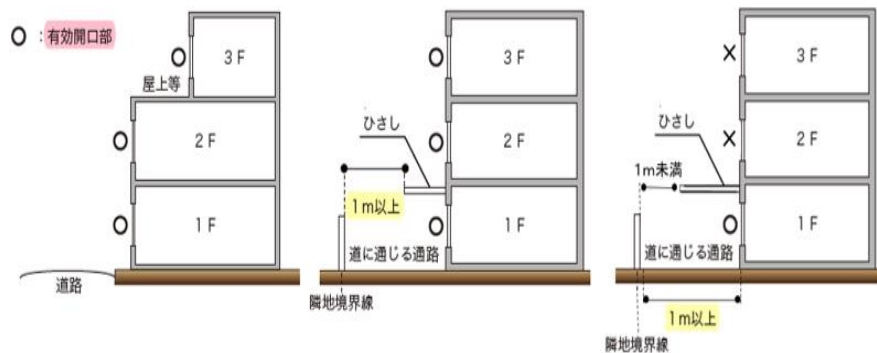
【第6図】

(2) 次に掲げる空地等は、規則第5条の5第2項第2号の「道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地」として取扱うことができる。

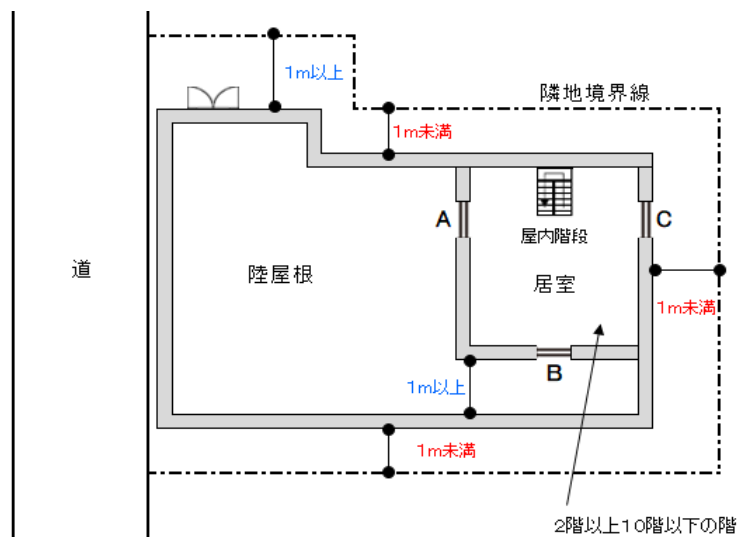
- ① 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
- ② 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる建築物の屋上、バルコニー、屋根、ひさし等の部分で構造上及び形状上、避難及び消火活動が有効にできるもの。

《第7図参照》

〔断面図例〕

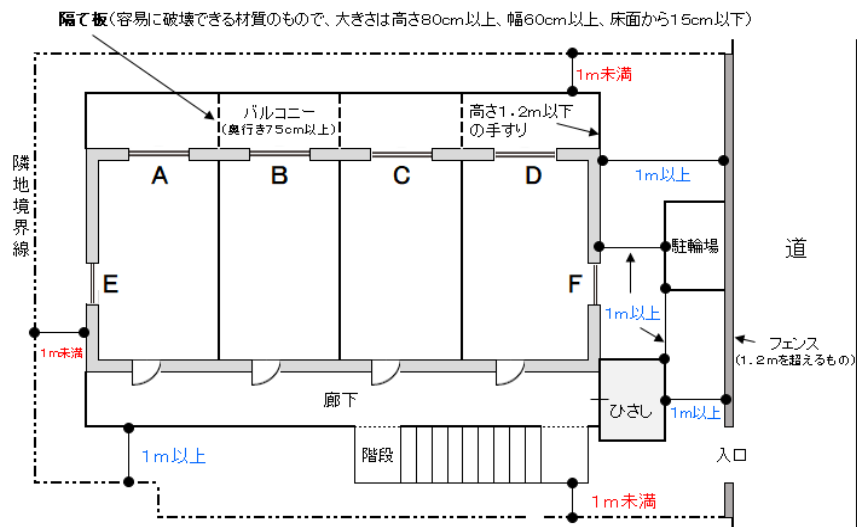


〔平面図例①：陸屋根を移動して有効に避難及び消火活動ができる場合〕



※ 陸屋根を移動して有効に避難及び消火活動が出来る場合は、開口部A、Bを避難上又は消火活動上有効な開口部として判断することができる。

〔平面図例②：共同住宅等の2階でバルコニーを移動して有効に避難及び消火活動ができる場合〕

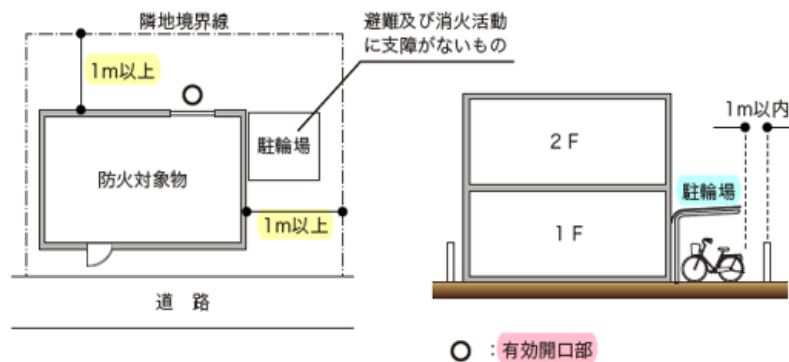


- ※ 有効開口部として判断できる開口部はA、B、C、D及びFである。
 ただし、開口A、B、Cについては、バルコニーの幅員が75cm以上で通路として有効に機能するよう維持管理がなされる場合に限り。
 また、隣接するバルコニーと隔て板によって隔てられている場合、当該隔て板の材質は、容易に破壊できる材質（例：ケイカル板、フレキシブルボード6mm以下）で、大きさは、高さ80cm以上、幅60cm以上、床面から15cm以下であること。

【第7図】

- ③ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、門扉、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの。《第8図から第11図参照》

《駐輪場がある場合の例》



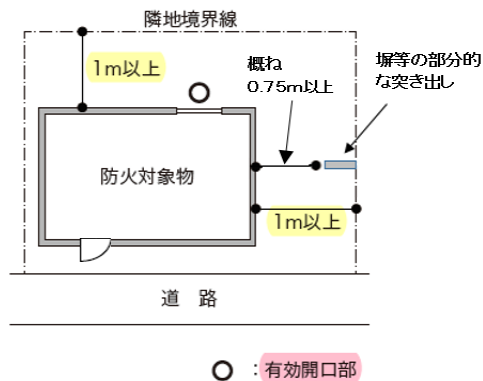
〔避難及び消火活動に支障がないもの〕

容易に自転車等を移動可能なものが該当する。

- ※ ラック式駐輪場は、固定されているため避難及び消火活動に支障がないものに原則該当しない。

【第8図】

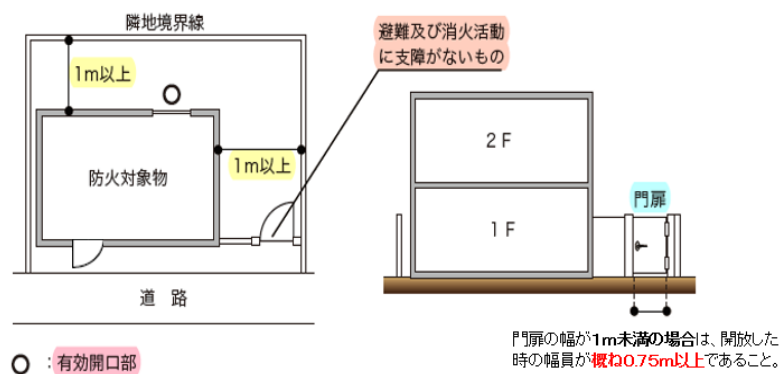
《部分的な突出しがある場合の例》



塀その他の工作物で、部分的な突出しと外壁との間が概ね0.75m以上あれば、避難及び消火活動に支障がないものとして認めて差し支えない。

【第9図】

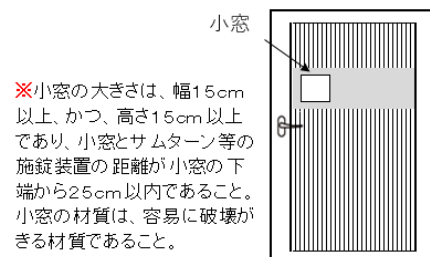
《門扉がある場合の例》



〔避難及び消火活動に支障がないものとして取扱える門扉〕

- ① 鍵を用いることなく屋内外から容易に避難及び消防隊が進入できるもの
 - ② 高さがGL1.2mを超える門扉が施錠されている場合、非常時に開放でき屋内外から容易に避難及び消防隊が進入できるもの。
 - ③ 門扉の高さがGL1.2m以下の場合（門扉の幅員が概ね0.75m以上のものに限る。）
- ※ ①及び②で門扉の幅が1m未満の場合、門扉等を開放したときの幅員が、概ね0.75m以上であること。

【例】破壊錠を設け、非常時に屋内外から容易に避難及び消防隊が進入できる構造とした門扉

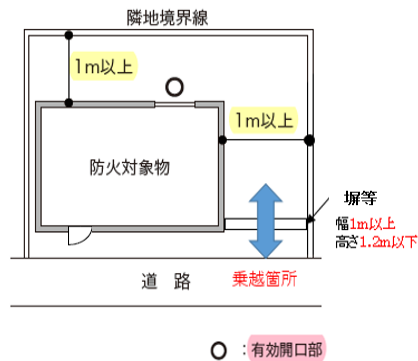


【施錠の種類例】

- ホテル錠
- 内側：サムターン錠 外側：シリンダー錠
- × 内側：シリンダー錠 外側：シリンダー錠

【第10図】

《空地を遮る塀等がある場合の例》

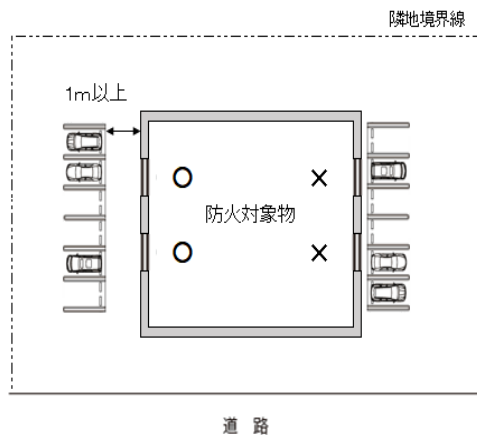


道に通ずる幅員1m以上の通路上に門扉(上記、門扉等がある場合の例で避難及び消火活動に支障がないものとして取扱うことができる門扉以外もの。)、塀等の幅が1m以上、かつ、高さが1.2m以下の場合(有刺鉄線や避難及び消火活動を妨げる措置が取られたものを除く。)は、当該部分を乗り越えることができるものとし、避難及び消火活動に支障がないものとして認めて差し支えない。

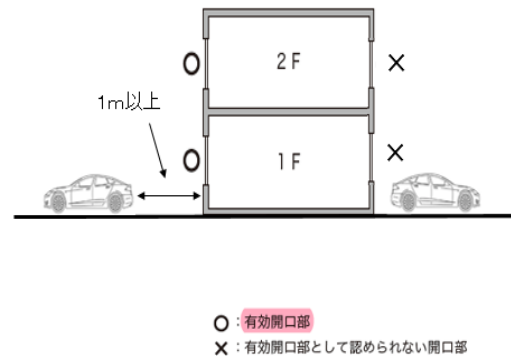
【第11図】

④ 平面駐車場が隣接して設けられている場合《第12図参照》

〔平面図〕



〔断面図〕



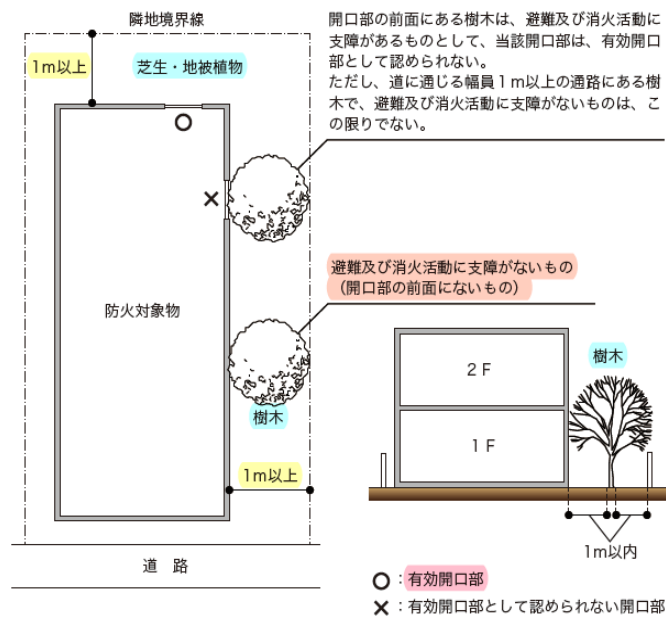
駐車スペースと建物の間に有効空地等がある場合は、避難及び消火活動に支障がないものとして認めて差し支えない。

【第12図】

⑤ 芝生、地被植物、低木等(高さが概ね50cm以下(背丈が高くなると認められるものに限る。))で密植されておらず、跨ぐこと等により実際の通行が可能なもの。)で、避難及び消火活動が有効にできるもの。

ただし、開口部の前面にない樹木で、避難及び消火活動に支障がないものを除く。

《第13図参照》



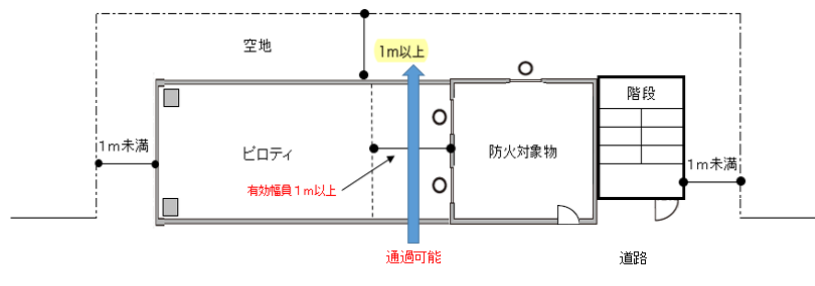
【第13図】

- ⑥ 有効幅員1m以上のピロティ等の部分で、ピロティ等の部分を駐車場(駐輪場は可)又は物置スペース等として使用していない等で火災の影響を受けるおそれのない部分。

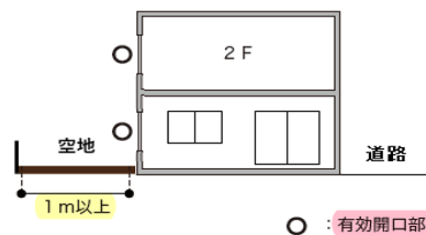
また、当該ピロティ等を通過し、有効空地等がある場合は、避難及び消火活動に支障がないものとして認めて差し支えない。《第14図参照》

《ピロティを有している場合の例》

〔1階平面図〕

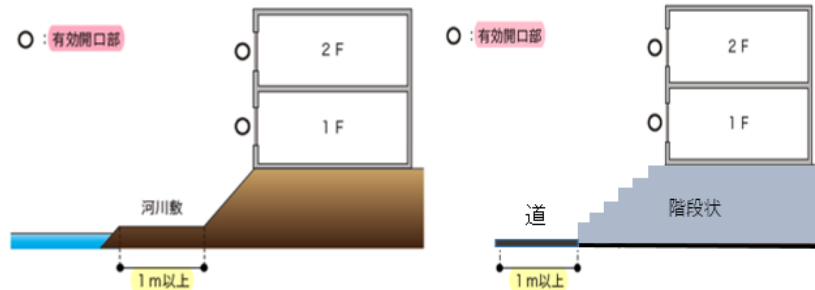


〔断面図〕



【第14図】

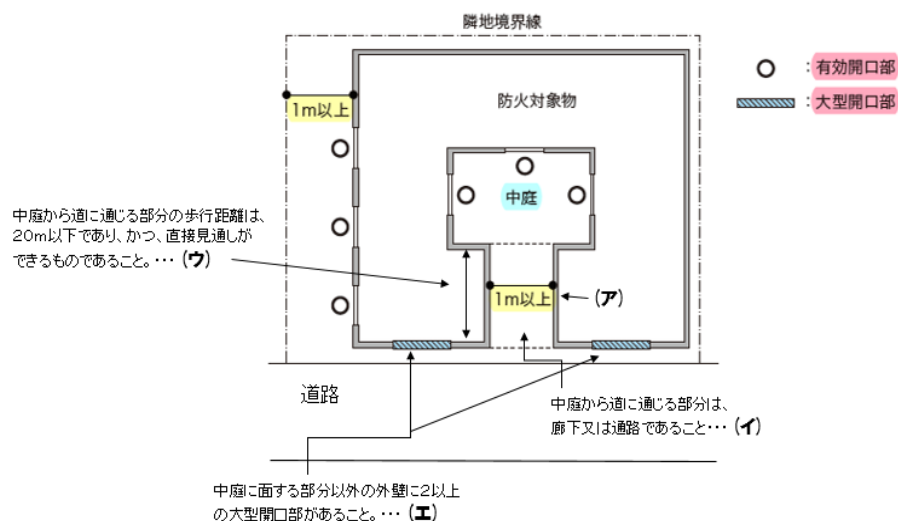
- ⑦ 傾斜地、河川敷、階段状の部分で、幅員1m以上の空地等に面し、避難及び消火活動が有効にできるもの。《第15図参照》



【第15図】

- ⑧ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。《第16図参照》

- (ア) 中庭から道に通じる通路及び出入口は、幅員1m以上であること。
- (イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
- (ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
- (エ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。
- (オ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要開口面積の1/2以上を確保できること。

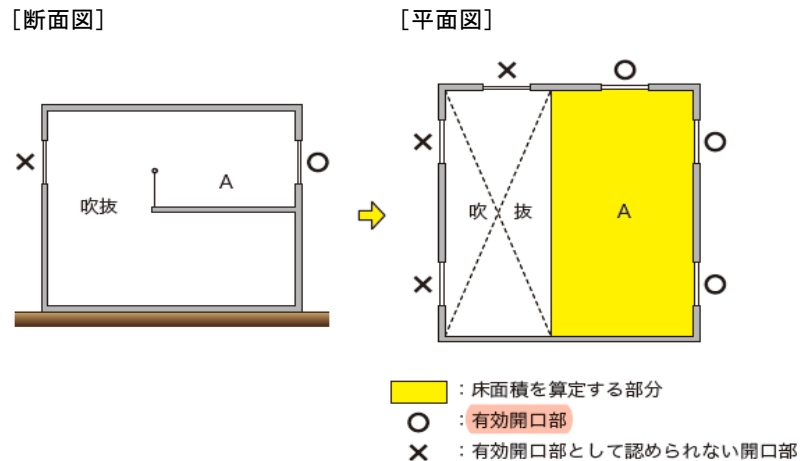


【第16図】

- (3) 吹抜けのある場合の床面積及び有効開口部の取扱いは、次によるものとする。

《第17図参照》

- ① 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- ② 有効開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部のみの合計とする。



【第17図】

3. 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、規則第5条の5第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取扱うことができる。

① ガラス窓

(ア) 第1表に掲げるもの。

なお、低放射ガラス(通称Low-Eガラス)は、当該表の基板と同等なものとして取扱い差し支えない。

ただし、当該表以外のガラス窓であっても、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について(平成19年3月27日消防予第111号)第一 合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」により実施した破壊試験により、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取扱うことができる。

第1表

ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口の種類			開口部の条件		無窓階の判定 (消防法施行規則第5条の5)	
					足場有り	足場無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0 mm以下	引き違い戸			○	○
		F I X			○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い戸			△	△
		F I X			×	×
	厚さ 10.0 mm以下	引き違い戸			△	×
		F I X			×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5.0 mm以下	引き違い戸			○	○
		F I X			○	○
倍強度ガラス	—————	引き違い戸			×	×
		F I X			×	×
複層ガラス	ガラスA	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。 なお、網入板ガラス等、第1表中△と判断されるガラスを複数枚使用する場合、規則第5条の5第2項第3号に規定する開口部として取扱うことはできない。				
	空気層					
	ガラスB					

			足場有り	足場無し	
合わせガラス	①	フロート板ガラス 6.0mm以下	引き違い戸	△	△
		PVB30mil (膜厚0.76mm)以下			
		フロート板ガラス 6.0mm以下	F I X	×	×
	②	網入り板ガラス 6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		PVB30mil (膜厚0.76mm)以下			
		フロート板ガラス 5.0mm以下	F I X	×	×
	③	フロート板ガラス 5.0mm以下	引き違い戸	△	×
		PVB60mil (膜厚1.52mm)以下			
		フロート板ガラス 5.0mm以下	F I X	×	×
	④	網入り板ガラス 6.8mm以下	引き違い戸	△	×
		PVB60mil (膜厚1.52mm)以下			
		フロート板ガラス 6.0mm以下	F I X	×	×
	⑤	フロート板ガラス 3.0mm以下	引き違い戸	△	×
		PVB60mil (膜厚1.52mm)以下			
		型板ガラス 4.0mm以下	F I X	×	×

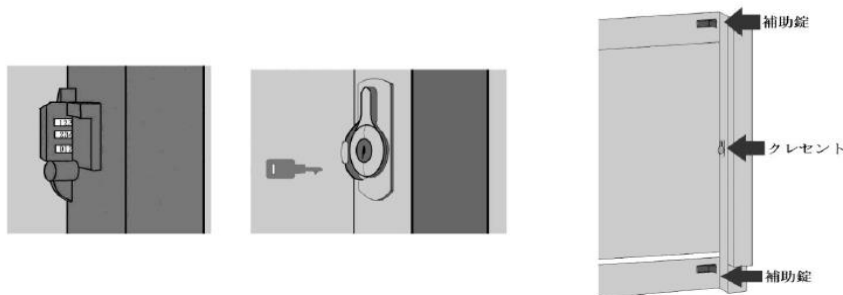
〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又は屋上広場、外部バルコニー等で破壊作業のできる足場(足場の面積は奥行き60cm以上、開口部の全幅以上(1m未満の場合にあつては1m以上)で構造耐力上安全なものに限る。)が設けられているものをいう。

- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 耐熱板ガラスは、低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。
- 6 倍強度ガラスは、JIS R 3222に規定するものをいう。
- 7 「PVB」とは、ポリビニルブチラール膜(合わせガラスの中間膜)をいう。
- 8 開口部は、2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を解錠することにより開放することができるものとする。

ただし、当該クレセント錠又は補助錠を開閉するために、他に解除作業等を要しないものに限ることとし、個別の鍵を用いないと解錠できないもの、ダイヤル又は暗証番号付のもの、防具等が附置されたもの等、セキュリティ機能が付された特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されているものは、認められない。

《認められない場合の例》



- 9 開口部に鍵付き開口制限ストッパーを設けた場合は、判定欄の△印のものは、有効開口部として取扱えないものとする。

〔凡例〕

- … 規則第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取扱うことができる。
- △ … ガラスを一部破壊し、外部から開放することができる部分(引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する。)を規則第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取扱うことができる。
- × … 規則第5条の5第2項第3号後段に規定する開口部として取扱うことはできない。

(イ) 窓用フィルムを貼付したガラス等に係る取扱いについて

窓用フィルム(内貼り用、外貼り用は問わない。)を貼付する等の加工をした場合の開口部で次のいずれかに掲げる窓用フィルムは、第1表に掲げる基板ガラスによって、判定することができる。

- ㊦ 基材がポリエチレンテレフタレート(PET)製窓ガラス用フィルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。)以外で、基材の厚みが100 μ m(0.1mm)以下のもの。

※ 内貼り用、外貼り用は問わない。重ね貼り不可。

- ㊧ 基材が塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚みが400 μ m(0.4mm)以下のもの。

※ 内貼り用、外貼り用は問わない。重ね貼り不可。

② 軽量シャッター(スラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。)で手動式のもの。

- (ア) 施錠装置等がなく、屋内外から容易に開放することができるもの。

- (イ) 自動火災報知設備又は煙感知器の作動と連動して解錠し、屋内外から手動で開放できるもので非常電源(自家発電設備、蓄電池設備 又は 燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。以下同じ。)が付置されたもの。

- (ウ) 屋外から消防隊の注水等によって鍵を解錠する水圧解錠装置((一財)日本消防設備安全センターの性能評定品に限る。以下同じ。)により解錠したのち、屋内外から手動で開放できるもの(避難階又はこれに準ずる階(屋外階段又は人工地盤等を利用して、当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。以下同じ。)に設けられたものに限る。))。

この場合、注水口は原則として地盤面から0.5m以上1.5m以下とし、注水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示(表示面は反射塗料としたもの。)した標識を設けること。《第18図参照》

〔標識〕



〔評定証票〕



【第18図】

- (エ) 原則として前(ア)から(ウ)によるが、ステンレス製又はCPマーク品(防犯性能の高いシャッター)以外で避難階又は屋上広場、外部バルコニー等で破壊作業のできる足場(足場の面積は奥行き60cm以上、開口部の全幅以上(1m未満の場合にあっては1m以上)で構造耐力上安全なものに限る。)が確保され、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。

※ 例: 共同住宅の住戸部分に設けるシャッター等。

※ 特殊な工具以外の工具 = ハンマー、バール等

③ 電動式軽量シャッター及び重量シャッター

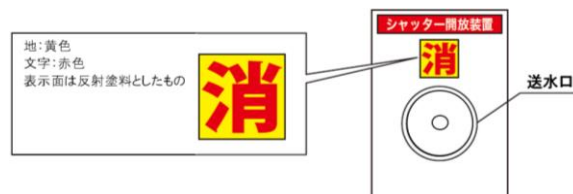
- (ア) 屋内外から電動により開放できるもの(非常電源が付置されたものに限る。)
- (イ) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの(非常電源が付置されたものに限る。)
- (ウ) 自動火災報知設備又は煙感知器の作動と連動して開放できるもの(非常電源が付置されたものに限る。)
- (エ) 屋外から水圧によって開放できる装置(以下「水圧開放装置」という。)を備えたもの。
なお、水圧開放装置は、次に定めるところにより設けること。
- ㊦ 水圧開放装置は、(一財)日本消防設備安全センターの性能評定品であること。
 - ㊧ 水圧開放装置の開放方式は、次のいずれかによること。
 - i 送水圧によりシャッターを巻き上げる方式。
 - ii 送水圧により電動開閉スイッチを作動させ、押ボタン等で巻き上げる方式(非常電源が付置されたものに限る。)
 - ㊨ 送水圧によりシャッターを巻き上げる方式のものにあっては、送水を停止してもシャッター等が自重で閉鎖しないものであること。
 - ㊩ 水圧開放装置の送水口は、呼称65の差込式の受け口とし、地盤面から0.5m以上1m以下の場所に設けること。
 - ㊪ 水圧開放装置の送水口は、避難階で消防隊が容易に部署できる位置に設けること。
また、避難階以外の階で水圧開放装置を使用する場合、巻き上げ機又は電動開

閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるようにすること。

- ㊦ 水圧開放装置の注水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示(表示面は反射塗料としたもの。)した標識を設けること。《第19図参照》

また、やむを得ず水圧開放するシャッターから容易に見通せない場所に送水口を設ける場合は、当該シャッター等に送水口の位置を示す案内図を設けること。

《第20図参照》



【第19図】



【第20図】

④ その他のシャッター

- (ア) パイプシャッター及びリングシャッターの類いについては、前②及び③に掲げるもの。

- (イ) オーバースライダーの類いについては、前②((エ)を除く。)及び③に掲げるもの。

⑤ ドア

- (ア) 手動式ドア(ハンガー式のものを含む。)で屋内外から容易に開放できるもの。

- (イ) 電気錠等で、自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して解錠できるもの。

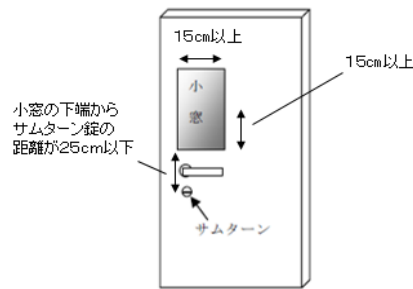
- (ウ) 屋外から消防隊の注水等によって鍵を解錠する水圧解錠装置を備えたもの(避難階又はこれに準ずる階に設けられたものに限る。)

この場合、注水口は原則として地盤面から0.5m以上1.5m以下とし、注水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示(表示面は反射塗料としたもの。)した標識を設けること。《第18図参照》

- (エ) ガラス小窓付き鉄扉等(ガラス小窓の種類等については、第1表において「○」又は「△」の条件に該当するものに限る。)で、ガラス小窓を局部破壊しサムターン錠を解錠できるもので、ガラス小窓の大きさが高さ15cm以上、幅15cm以上であり、かつ、ガラス小窓の下端からサムターン錠の距離が25cm以下の位置に設けられたもの。

《第21図参照》

【小窓の大きさ】



※ 施錠装置は小窓の下端から25cm 以内とすること。

【第21図】

- (オ) 電動式ドア(自動ドア等)で、次の㉞又は㉟のいずれかに該当するもの。

㉞ 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの。

㉟ 第1表において開口部全体を有効開口部として取扱うことのできるガラス(表中「○」の条件)で構成されるもの。

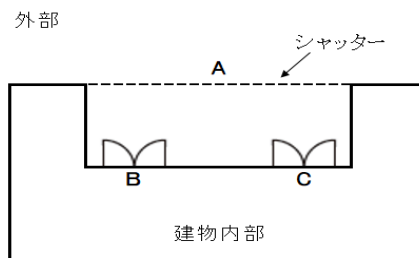
⑥ 二重窓等

前①から⑤までの開口部が組み合わされたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。

ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

《第22図参照》

〔二重扉の例①:シャッターと扉の組合せの場合〕

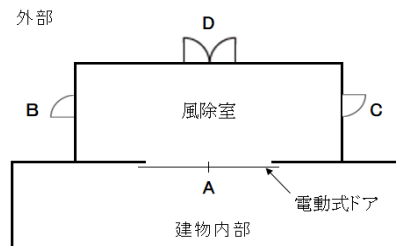


開口面積: $A > B + C$

面積の少ない方で有効開口部算定を行う。

この場合B+Cが有効開口部となる。

〔二重扉の例②：風除室がある場合〕



AとB+C+Dの有効開口面積を比較し、
面積の少ない方で有効開口部算定を行う。

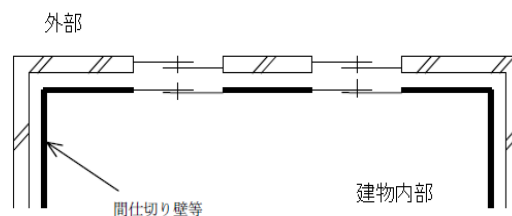
【第22図】

- (2) 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第2表により判断するものであること。

4. 開口部の状態

規則第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」の取扱いは、次によること。

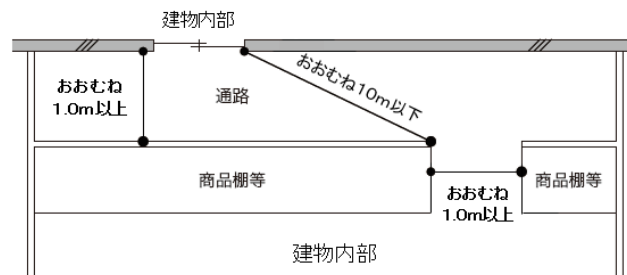
- (1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態として取扱うことができる。
- ① 開口部の周辺に広告物、看板、日除け又は雨除け等を設けたもので避難及び消防隊の進入の妨げにならないように設けたもの。
 - ② 間仕切り壁等を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）。《第23図参照》



【第23図】

- ③ 開口部と商品棚又は間仕切り壁等（以下「商品棚等」という。）の間に通路を設け、商品棚等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの。《第24図参照》

- (ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。
- (イ) 通路及び商品棚等の出入口の幅員はおおむね1m以上、高さは1.8m以上として、下端は床面から15cm以下であること(この場合、通路の幅員が場所により異なる場合は、その最小のものとする。)
- (ウ) 商品棚等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



【第24図】

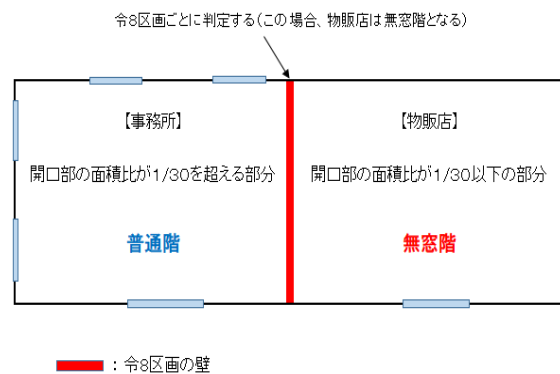
- ④ 鳥獣の侵入を防止するためのネット(以下「防鳥ネット」という。)が設けられている場合で次に適合するときは、防鳥ネットに面する開口部についても避難上又は消火活動上有効な開口部として取扱うことができる。
 - (ア) 消防隊が油圧機器等特殊な器具を用いることなく、容易に破断することができるなど、消防隊の進入に支障とならないこと。
 - (イ) 防鳥ネットが1階又は2階部分に設けられている場合は、前(ア)のほか、建物内部からの避難に支障とならないこと。
- (2) 開口部に面する屋内外の部分には、避難上又は消火活動上支障となる物品等を置かないこと。
 ただし、キャスター付きの什器等で容易に移動が可能であると認められるもの(コンビニエンスストアに置かれているマガジンラック等)で床面からの高さがおおむね1.5m以下のものについては、この限りでない。
- (3) 窓部分を合板等で閉鎖することにより、開口部を使用不能の状態にする等避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。
- (4) 営業中は、規則第5条の5で定める開口部を有するが、閉店後は、避難上有効な開口部が閉鎖されることにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取扱うことができる。

5. その他

(1) 令8条区画がある場合の取扱い

同一階に令8条区画がある場合は、当該区画された部分ごとに無窓階の判定を行うこと。《第25図参照》

〔1階平面図〕



〔立面図〕



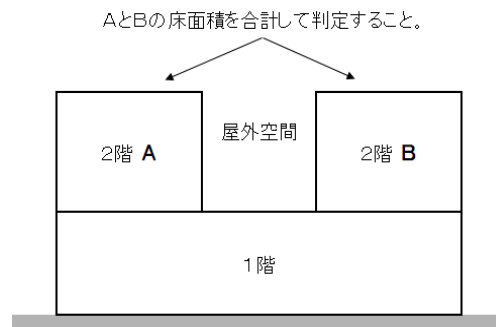
【第25図】

(2) 同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない令8条区画以外の間仕切壁で区画されている場合の取扱い

同一階が屋外空間等で隔てられている場合、又は開口部のない令8条区画以外の間仕切壁で区画されている場合、無窓階の判定は階全体の面積で判定すること。

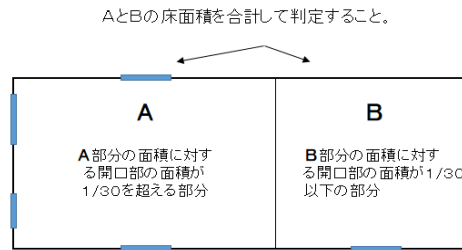
この場合、屋外空間等で隔てられている場合にあっては区画ごとに平均して有効開口部を設けること。また、開口部のない令8条区画以外の間仕切壁で区画されている場合にあっては区画ごとに平均して有効開口部を設けるか、又は間仕切壁の部分に相互に往来できる開口部設けるように指導すること。《第26図参照》

《屋外空間等で隔てられている場合の例》



※ 開口部はAとBの区画ごとに平均して有効開口部を設けるように指導すること。

≪開口部のない令8条区画以外の間仕切壁で区画されている場合の例≫



- ※ AとBの床面積を合計して有効開口部が当該床面積の1/30を超える場合、全体としては無窓階に該当しないが、AとBの区画ごとに平均して有効開口部を設けるか、又は AB間の間仕切壁の部分に相互に往来できる開口部を設けるように指導すること。

【第26図】

(3) 無人の小規模な車庫、倉庫、機械室等の取扱い

避難を考慮する必要のない無人の小規模(床面積が150㎡未満)な車庫、倉庫、機械室等で、消火活動に支障がないと認めるものは、消防用設備等の設置については、令第32条の規定を適用することができる。

消火活動に支障がないと認めるものの例 ➡ 外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できるもの(道路等から容易に建物に近づく通路等があり、かつ、作業スペースが確保されたものに限る。)。

(4) テント倉庫の取扱い

特定された少数の関係者のみが使用するテント倉庫(主要骨組に鋼材を使用し、ロープ又は支線などを補助材としたものに合成繊維又は無機繊維の膜材を用いて外構を覆う工法によるテント製倉庫用構造物をいう。)で、外部から容易に破壊ができ、かつ、消火活動上支障のないものにあつては、破壊した部分を消則第5条の5の開口部として判定できるものとする。

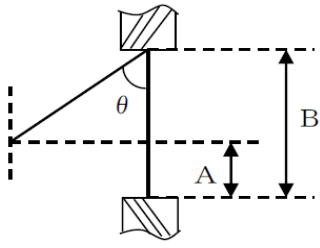
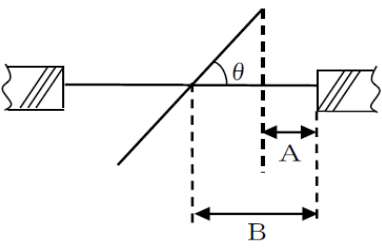
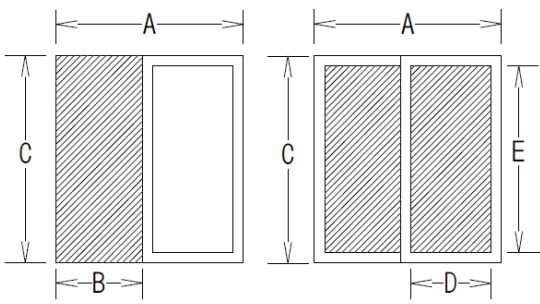
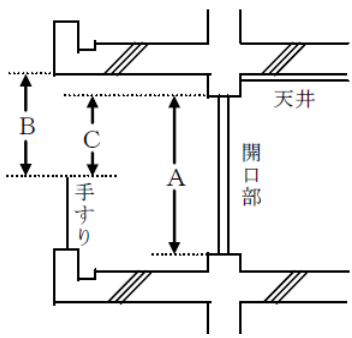
また、破壊した部分の屋内側には幅員1m以上の通路等を確保すること。

(5) 精神病院等の階が無窓階になる場合の取扱い

精神病院等の階が無窓階になる場合は、消防法の一部を改正する法律(昭和49年法律第64号)の附則第4項により消防用設備等が遡及適用されるものに限り、病室以外の部分が規則第5条の5の規定により無窓階とならない当該階については、無窓階以外の階として取扱うことができる。

第2表

開口部の有効寸法の算定方法

	型式	判断
突出し窓	 (注) θ は、最大開口角度(0度～90度)	Aの部分とする。 (注) $A = B(1 - \cos \theta)$
回転窓	 (注) θ は、最大開口角度(0度～90度)	Aの部分とする。 (注) $A = B(1 - \cos \theta)$
引違い窓(上げ下げ窓を含む。)		$B \times C$を原則とする なお、第1表において「○」の条件の場合、もう一方については窓枠が残るため、$E \times D$とすること。
外壁にバルコニー等がある場合		Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。